

郡山市選挙管理委員会委員及び補充員について
お知らせします



ターゲット 16.7

令和3年7月21日

郡山市選挙管理委員会事務局

担当：濱尾 繁

TEL：924-2461

SDGs ターゲット 16.7「あらゆるレベルにおいて、対応的、包括的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。」

令和3年7月20日任期満了に伴い、地方自治法第182条の規定により郡山市選挙管理委員会委員及び補充員が令和3年6月30日に選任され、地方自治法第187条の規定により令和3年7月21日に委員長の選挙等が行われ、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

(委員)

職名	氏名	備考
選挙管理委員会 委員長	こばやし ちえこ 小林 千恵子	再任
選挙管理委員会 委員長職務代理者	にいづま ひさお 新妻 久雄	再任
選挙管理委員会 委員	さいとう しゅうほう 齋藤 秀峰	再任
選挙管理委員会 委員	おだ しゅうし 小田 修史	再任

(補充員)

名簿順位	氏名	備考
1	さいとう あつひろ 齋藤 淳宏	再任
2	さいとう くにあき 齋藤 邦昭	新任
3	こやま こういち 小山 幸一	再任
4	たかはし まさみつ 高橋 正光	再任

※任期：令和3年7月21日～令和7年7月20日

昭和二十二年法律第六十七号
地方自治法

第四款 選挙管理委員会

第八十一条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

② 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第八十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

② 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

<省略>

第八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

② 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

③ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

<省略>